

# 障がい者相談支援事業 をご活用ください。

障がいのある方、ご家族の方からのご相談をお受けしています。



- 障害福祉サービスを利用するには、どうすればよいのだろうか？
- 将来のことを考えると、不安なだけで…。
- 一人暮らししたいけれど、できるのかな？

このようなご相談をお受けしています。

相談は無料です。

相談の秘密は  
守ります。

相談支援事業所ふらっとでは、障がいのある方の身近な地域において安心して生活できる支援体制を作るために、障がいのある方やご家族等からのあらゆる相談を受け付けています。

★ご相談・お問い合わせ先については、裏表紙をご覧ください。

## 相談支援事業所では、どのようなことをしているの？

相談支援事業所では、例えばこのような相談支援を行なっています。

- 生活全般についての相談
- 障害福祉サービス利用についての情報提供や助言
- 様々な社会資源を活用するための情報提供や助言
- 地域で生活するために必要な力を高めるための支援  
(コミュニケーションや人間関係についてなど)
- サービス事業者等との連絡調整
- 保育や教育等に関する相談支援
- 権利を守るために必要な援助を行う専門機関の紹介 など。



## どのような人が利用できるの？

障がいのある方(障害者手帳の有無や年齢等は問いません)や、そのご家族、関係者の方々からのご相談をお受けしています。

\* 姫路市、高砂市、加古川市、その他市町村近辺の地域にお住まいの方

## 誰が相談にのってくれるの？

相談支援専門員がご相談をお受けします。

ご本人、ご家族からのご相談をお聴きしたうえで、より自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、助言や情報提供をいたします。また、必要に応じ、関係機関等と連携を図っていきます。

\*相談支援専門員とは、福祉、保健、医療、就労、教育等の分野にて、相談支援業務等の実務経験があり、兵庫県の実施する「相談支援従事者研修」を受講した者のことを言います。

## 利用方法は？

まずは、電話等でご連絡ください。

利用料金:相談については無料です。

利用可能日時:月曜日～金曜日 9:00～17:30

(但し、国民の祝日と12月29日～1月3日を除く)

姫路市地域自立支援協議会が設置されています。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、障がい者福祉に関する関係機関によるネットワークを構築し、障がい者福祉サービスの提供体制の確保に向けて、協議を行います。



# 【ご相談・お問い合わせ先】

## 【相談支援事業所】

### ◆相談支援事業所ふらっと

〒671-0111 姫路市の形町的形 3558 (姫路暁乃里内)

TEL 079-247-9797 FAX 079-247-9898

Email [challenger@akatsuki-sato.com](mailto:challenger@akatsuki-sato.com)



## 【姫路市】

### ◆姫路市役所 障害福祉課(18才以上の身体および知的障害者福祉等)

〒670-8501 姫路市安田 4-1 (本庁舎 1階)

TEL 079-221-2457 FAX 079-221-2374

### ◆姫路市役所子ども支援課(18才未満の身体および知的障害児福祉等)

〒670-8501 姫路市安田 4-1 (本庁舎 1階)

TEL 079-221-2311 FAX 079-221-2953

### ◆姫路市中央保健センター 精神保健担当(精神障害者福祉に関すること等)

〒670-8530 姫路市坂田町 3 (中央保健センター東棟 3階)

TEL 079-289-1641 FAX 079-289-0210

## 【高砂市】

### ◆高砂市役所 障がい・地域福祉課相談室(身体・知的・精神障がい関係)

〒676-8501 高砂市荒井町 1-1-1 (西庁舎 1階)

TEL 079-443-9027 FAX 079-443-3144

## 【加古川市】

### ◆加古川市役所 障がい者支援課(身体・知的・精神障がい関係)

〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2000

TEL 079-427-9372 FAX 079-422-8360